天明集成

三十二

816
51
9

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

一ノ百十三
第四棚

御觸書集成

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

天明三卯年二月

大目付
中目付ゟ

上野

御宮御修復年明当日より此修復
出来迄諸向年諸不取ゟ而々ゟ

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

達之事
二月四日

天明三卯年二月

東六孫王社
大通寺
遍照心院

右六孫王社德堂并神寶寺大破之事
為修復料理

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

公儀茂此令ニ申ニ付ハ清和源氏之輩
万石以上以下大恵理ニ付助力一首之ニ
且或拾ヶ国巡行勅化
御免ニ付　仁王之
山城
尾張
甲斐

相模
武蔵
常陸
英濃
上野
下野
陸奥

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

出羽
播磨
伊勢
安藝
周防
長門
阿波

肥前
肥後
薩摩

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

天明三卯年四月

武州恩社庄中新之
神主
榛波家女

武蔵
上郡

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

常陸

右之所之宮甚以大破ニ付修復助成として
勧化
御免ニ付社中之者連印
之勧化状持参社役人共當卯六月より
来ル巳年十二月迄御料私領寺社領在町
可致巡行候間信仰之輩ハ志次第奉加致し
冥加之為寄進候者進物料之差出私領ニ

候ハ地頭より可申渡候

六月

右之通可被相触候

天明三卯年六月

大目付

上師

御宮并

常憲院様　有徳院様

御廟向并家法修復其之日諸事如之

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

天明三卯年十月

与社奉行江

小石川

傳通院

御二殿清國石清玉垣

御靈牌殿清國長本豊岡山豊岡

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

天保三辰年正月

町奉行江

京都東山東福寺佛殿修復且朝鮮ハ書居
御朱本之諸堂大破及ニ付為助成当地
相願之富興行　御免之
候年当辰閏正月分来寅年正月迄

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

近江
大和
播磨

右所山嶽山海大橋現社所大破有之歟此
御免与社事行連帯之御地状拘束
来已二月分来日来十二月迄社役人法料
私所与社所在所可致巡行旨伝仰之

軍事拘之不依其事之可致當進旨所料八
所代支私所之所在地所有之事也
十二月

右之通可致相觸者

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

天明五巳年二月

与社奉行江

大坂天王寺所天然寺本不持之

檀隠様　御画像大坂所奉行所にあるて

原上ニ於成ル天然寺ニ中陰右

御画像山門坂本　御宮ニ於為綱重

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

以為其先父以題再意中立所有不成文
坪殿之編仮建以為積之積之如右中立
以通之為仮建之仕様之無之保ち様も
相拘り以題之有玄関之成ちまた恒之角破
風造之積以為積之中度ちまた
成ちまた難及河法以先達之分但所向之成有
度之難以布中立以坪其尤以為ちまた際限も

其之事之有并上難ケ為成仮中出為成ちる
増上寺仮者に可以中坂ハ

三月

天明五巳年八月

[illegible]

中國西國[illegible]

[illegible]蓮院宮[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

天明五巳年十月

高社[illegible]行に

小石川

御通院

御二殿　御両無牌殿今年大碑之上当

八月風雨高市貴重根岸蔵等牌書

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

十月

天明五巳年十一月

山城
大和

掃列
御朱之地
但天王寺悪代
一合利
法幢院

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

籠茶
籠後
肥茶
肥後

右諸堂大破之事御復帰成として東大坂
御用地武家万石以上以下家中者且町方
并右以後ケ国中国巳年ノ分来ル申年と申年

三ヶ年之内之御地
御覚ニ成下ル志之小事ニ而之無之不依
下段之事進ル御料ニ而代支年行ニ而知ニ
其年行ニ而私所ニ而之地所ニ而社所ニ
向之事ニ而代支所之地所ニ而之地内ニ而集向之分
来ル申年十一月近所新作申事方ニ不可有
出ニ也

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

十一月

右之通可[illegible]相[illegible]

天明六年二月

[illegible]

日光御門主御上京之事御東海道御旅行

久能山

御宮御乗請[illegible]

一御海府之事御来寄[illegible]

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

陣屋下行衆

六指図石案

山門清伴雲其之之身

下行衆

六指図石案

右之通之事也今日上野殿御用に不可違也

天明六年年五月

高社奉行ニ

今地院新橋之身ニ而無請之儀ニ相聞ニ而是

是迄ニ御儀ニ相聞ニ而今未之不

今地院方高御儀ニ故ニ御場所ニ而其

新規之儀ニ而其之上御行衛殿橋矣

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

掃除

右諸堂舍能大破修復助力として勅化
御免与社事行速可之勅化持来當年
九月分来ル申十二月迄役僧者法料私欲
与社所在所可致巡行以當位作之輩を
為之無不依可致當進之法料を法
代及私欲を除色地所有不許事

八月

右之通可致私欲者

天明六年年十月

南都

菜師寺

山城

大和

河内

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

和泉
摂津

右諸伽藍社大破修造為助力勧化
御免与社事行連官之勧化状持来
当年閏十月以来ハ一閏十月迄役人等
御料私領与社領在所可改巡行ハ当
信仰之少年を持之ニ而不依て改当迄当

御料を以代官私領を以地頭ハ可記
中掾ハ
十月
右之通ニ而ハ相弱ハ

天明二年寅十月

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

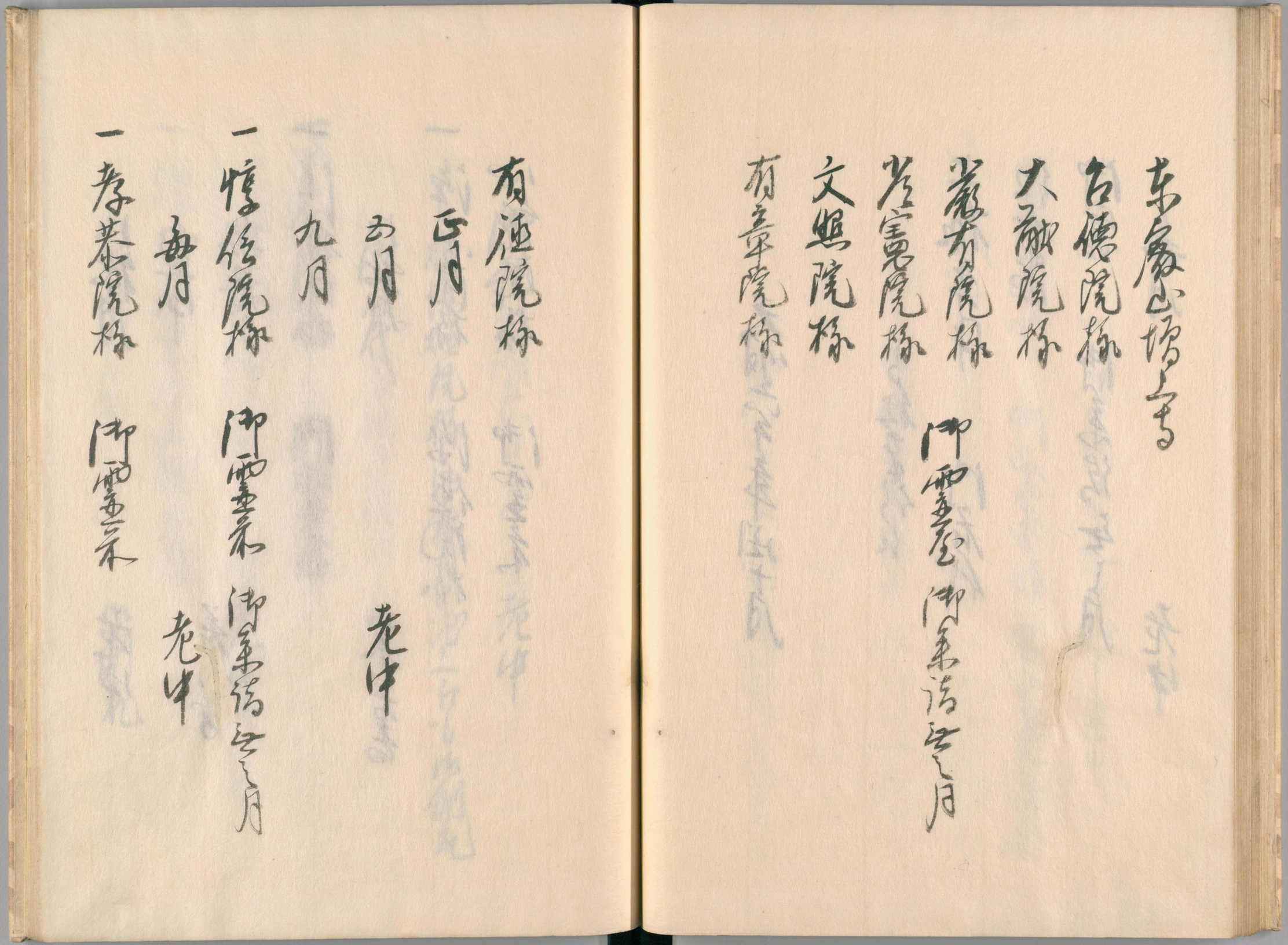

御称月　老中
盆中
毎月　若年寄

一清揚院様　御霊来
御称月　御奏者書

一浄参院様　深徳院様
心観院様　御霊来

御称月　老中
但深徳院様　御称月之内上印号御例礼
御名代

一玉心院様　御霊来
御称月　老中
正月
盆中　御例礼

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9
ガラス使用

十二月

一 宗廟院様　御靈祢

御祢月

右之通ニ可ニ得ニ意ニ

閏十月

以側元

天明六年十二月

高社奉行ニ

上野

大猷院様

嚴有院様　御靈祢以後傳奉以別当

津梁院書院上段ニ外

遷座ニ遊ニ依之右

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

御靈屋に以定之式
御氣請之事ハ紅葉山
御靈屋に　御氣請之事ハ
御若代有之事ハ洛梁院
御假殿に氣請之事ハ
右之通ハ當可ニ得ニ意ニ
十二月

天明六年年十二月

寺社奉行に
浅草寺境内并今戸橋より諸訪所迄之
河岸地東仁地代金増方無変作是迄
之是出ハ下ニ浅草寺ニ本堂ニ而末社ニ
御復料ニ事ニ而ニ且随宜東院宮作助

国立国会図書館　　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

越前
越中
越後
尾張

右諸堂勅大破修復為勅力之勅免
御免与社事行連事之勅化状持来
当来二月分来ル矣三月迄御料私所

与社所在所ニ段巡行ニ当ル伝仰之案ニ
相之ニ無ニ不依可致当迄与此料ハ代書
私所ニ所見地所分可ニ申聞ル

二月

右之通ニ可ニ相稿ル

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

丹波

播磨

右松尾社領大破修復為勝力之地

御免ち社事仰連帯之地被拘来当

未年二月分来ル成二月迄所科私領ち社

領主所不致返仰ち当信仰之小事ちて拘之

急勝之不依不致当返ち所科ち所代事

私領ち所主地所分不致事候

二月

右之通のみ相觸ル

天明七未年四月

江州
多賀別当
等彌院権僧正

諸国之助化

右諸堂先年燒失以来建為無成
御事附銀以下我国方万石以上以下

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

事ニ候間御存知之為メ仰者共右之趣
以書状申聞候ニ付而ハ御領分ハ
いろ〳〵の訳申候ハ
右之通為社寺御領中様ハ
九月

天明七未年十二月

山城
摂津
播磨

黄檗
万福寺

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9
ガラス使用

右万福寺諸伽藍大破ニ付候後為勝成
勅化　御免ニ而社寺奉行連帯ニ而勅化状
持来候候ニ而　来申年三月ニ而来れ候ニ而
三月迄ニ御料私所ニ而社所ニ在町ニ而巡行ニ而
志ニ少宗ニ而ニ而ニ而ニ不依可致寄ニ而
ニ御料ニ而代支私所ニ而ニ所ニ地所ニ而可ニ
中遣ニ

十二月

右ニ通ニ而ニ而ニ候ニ

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

816
51
9

国立国会図書館　　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用